

茨附個運第15号
令和5年3月13日

茨木市長 福岡 洋一様
(担当課: 健康づくり課)

茨木市個人情報保護運営審議会
会長 岡田春男

特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について(答申)

令和5年1月19日付け茨健第5010号により諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 審議会の経過

(1) 審議日

令和5年2月1日

(2) 審議会の結論

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する特定個人情報保護評価書(案)(以下「評価書」という。)については、特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)に基づき、実施機関が適切に特定個人情報保護評価を実施していると判断する。

2 諒問の要旨

本件は、特定個人情報ファイルを取り扱う健康づくり課の新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定に基づき、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を求めるものである。

3 審議会の判断

評価書の記載事項を確認したところ、特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、特定されたリスクの発生を低減するために講じるべき措置を具体的に記載するなど、特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断したことから、審議会は上記1(2)の結論に達した。

4 付言

評価書の記載内容については、特段の問題は認められず、本件の当審議会

の判断は以上のとおりであるが、実施機関においては、特定個人情報を取り扱うに当たり、評価書に従い、特定個人情報保護のためのリスク対策を確実に実施し、実効性のある運用を図られたい。また、住民にとって平明な評価書となるよう評価書中の文言を統一するなど、必要な修正を加えられたい。

以上